

社会福祉法人播磨福祉事業会

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人播磨福祉事業会の役員及び評議員の報酬等について定めるものである

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事(常務理事除く)が理事会に出席したときは、1日分の報酬及び実費弁償費として別表1に記載する金額を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、1日分の報酬及び実費弁償費として別表1に記載する金額を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事が理事会(出席)以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 評議員が評議員会(出席)以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(常務理事の報酬等)

第5条 常務理事に対する報酬及び実費弁償費は別表2によるものとする。

2 前項に定める額は、1勤務に対する報酬額(日額)とし、勤務の実態に応じた支払いとなるよう、勤務すべき日、時間等は別途定めるところによるものとする。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬等)

第6条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、1日分の報酬及び実費弁償費として別表1に記載する金額を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席にかかる報酬及び実費弁償費を支

払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

- 2 監事が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導又は監査の業務にあたった場合は、その報酬及び実費弁償費を別表2により支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償品額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員が、法人業務ため出張する場合は、播磨福祉事業会旅費規程により旅費等を支給する。

- 2 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 3 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第8条 施設の役員を業務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第9条 この規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

(精励金)

第10条 役員並びに評議員退任時に1年につき1万円の精励金を支給する。

- 2 上記精励金は10万円を上限とする。但し、令和4年4月1日以前に就任した役員並びに評議員については上限は適用しないものとする。

附 則 この規程は、令和4年4月1日より適用する。

別表1 (第3条及び第6条関係)

(日額)

名 称	お 車 代 等
理事会出席報酬等	10,000円
評議員会出席報酬等	10,000円

別表2 (第4条及び第6条関係)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事・評議員報酬等	15,000円	1,000円
常務理事業務報酬等	24,200円	1,000円
監事監査指導報酬等	15,000円	1,000円

※1 規定の日数並びに時間数を上回り又は下回る場合の支給額は、半日単位で計算し、本表に掲示する額の金額を単位として増額又は減額して支給するものとする。